

受託契約準則の変更新旧条文対照表

旧条文を新条文に変更する。

新条文	現行
(取次者の遵守事項等)	(取次者の遵守事項等)
第37条 (現行どおり)	第37条 第1条第2項の規定により取次者と取次委託者との間において商品市場における取引の委託の取次ぎを処理する際には、この準則の規定（第1条第2項（本文）、第5条第4項、第16条第3項、第4項及び第6項、第33条第2項、第35条、前条、第40条、第40条の3、第40条の4、第40条の5第4項並びに第45条第2項第1号ただし書き、第2号、第3号及び第3項第2号を除く。）を準用するものとする。
2 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するに際して、次に掲げる事項を遵守するものとする。	2 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するに際して、次に掲げる事項を遵守するものとする。
(1) 取次者は、取次委託者に対して本所諸規則等の遵守を義務づけることとし、本所から要請があるときは、商品市場における取引の委託の取次ぎに係る業務に關し必要な資料（業務規程第123条に規定する帳簿、書類又はその他の資料）を提出し、かつ、その説明を行い又は本所が当該取次者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件の監査を行うことに応じること。	(1) 取次者は、取次委託者に対して本所諸規則等の遵守を義務づけることとし、本所から要請があるときは、商品市場における取引の委託の取次ぎに係る業務に關し必要な資料を受託取引参加者を通じて提出すること。
(2) (現行どおり)	(2) 取次者は、受託取引参加者に自己の計算をもつてする取引と取次委託者に係る取引と区分して指示を行うこと。
(3) (現行どおり)	(3) 取次者は、受託取引参加者に対し差し入れ又は預託する証拠金について、取次委託者から差し入れを受けた取引証拠金、委託証拠金若しくは第1項において準用する第10条の2の規定に基づく当該取次委託者の直接預託LG契約に係る契約預託金額又は取次委託者から取次証拠金の預託を受けて差し入れた取引証拠金又は委託証拠金の区分並びにそれぞれの額及び取次委託者の取引証拠金維持額の総額について営業日ごとに通知すること。
(4) (現行どおり)	(4) 取次者は、第5条第4項に掲げる取引の委託の取次ぎを行わないこと。

新条文	現行
3 (現行どおり)	3 第7条第2項の規定は、取次証拠金について準用する。
4 取次者は、取次委託者が取引証拠金若しくは委託証拠金を差し入れた場合、取次証拠金を預託した場合又はオプション取引の取引代金、当該取引代金相当額及び権利行使差金（以下この項において「オプション取引の取引代金等」という。）を差し入れた場合は、第1号から第4号までに掲げる金額の合計額から第5号に掲げる金額を減じて得た額以上の額について、当該差し入れ又は預託を受けた日（以下この項において「当日」という。）の受託取引参加者が指定する时限までに、当該受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。この場合、第11条第2項に基づき受託取引参加者に差し入れ又は預託する取引証拠金の額は、当日に当該受託取引参加者に差し入れ又は預託した取引証拠金の額を減じた額とする。	(新 設)
(1) 取次委託者が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額	
(2) 取次委託者が委託証拠金として差し入れた金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額に相当する額	
(3) 取次委託者が取次証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額に相当する額	
(4) 取次委託者が差し入れたオプション取引の取引代金等の額	
(5) 前4号において、当該取次委託者が負担すべき額で取次者が必要と認める額	
5 取次者は、取次委託者が受渡しの決済のための金銭又是有価証券その他の物（以下この項において「受渡代金等」という。）を差し入れた場合にあっては、当該受渡代金等を、当該取次委託者の代理人として、当該受渡代金等の差し入れを受けた日の受託取引参加者が指定する时限までに、当該受託取引参加者に差し入れるものとする。	(新 設)
6 (現行どおり)	4 取次者は、次の各号に該当する場合であって本所が当該取次者（以下「移管元取次者」という。）の取引の委託の取次ぎに係る建玉を取次先受託取

新条文	現行
	<p>引参加者、取次先受託取引参加者の他の取次者、他の受託取引参加者又は他の受託取引参加者の取次者（以下この条において「移管先受託取引参加者等」という。）へ移管を行わせることとなったときは、その旨を取次委託者へ通知しなければならない。</p> <p>(1) 移管元取次者と移管先受託取引参加者等（取次者にあっては取次先受託取引参加者を含む。以下本号及び次号において同じ。）との間で、すべての取引の委託の取次ぎに係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について移管元取次者の取次委託者から同意を得るとともに当該契約について本所に対し移管元取次者の取次先受託取引参加者及び移管先受託取引参加者等（取次者にあっては取次先受託取引参加者）から届け出されている場合</p> <p>(2) 移管元取次者、当該移管元取次者の取次委託者及び移管先受託取引参加者等との間で、当該取次委託者の取引の委託の取次ぎに係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について本所に対し移管元取次者の取次先受託取引参加者及び移管先受託取引参加者等（取次者にあっては取次先受託取引参加者）から届け出されている場合</p>
7 (現行どおり)	
8 <u>第6項</u> の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、清算機構に預託していた当該取次委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、移管先受託取引参加者等（取次者にあっては取次者及び取次先受託取引参加者）を代理人として清算機構に預託したものとしてみなす。	5 前項の建玉の移管が行われることとなったときは、取次委託者は、移管先受託取引参加者等へ第4条に基づく書面を差し入れるものとする。ただし、現に当該移管先受託取引参加者等に当該書面を差し入れている場合は、この限りでない。
9 <u>第6項</u> の規定により建玉の移管が行われたときは、当該取次委託者は、この準則その他本所又は清算機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託取引参加者等、本所又は清算機構に対して異	6 <u>第4項</u> の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、清算機構に預託していた当該取次委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、移管先受託取引参加者等（取次者にあっては取次者及び取次先受託取引参加者）を代理人として清算機構に預託したものとしてみなす。
	7 <u>第4項</u> の規定により建玉の移管が行われたときは、当該取次委託者は、この準則その他本所又は清算機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託取引参加者等、本所又は清算機構に対して異

新条文	現行
議を申し立てることができない。	議を申し立てることができない。

附則

第37条（取次者の遵守事項等）の変更規定は、平成30年10月9日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成30年10月9日）のいずれか遅い日に施行する。